

# じんけん

啓発紙

2022年

通巻76号

## 「国」じゃなく「人」

静岡県人権啓発センター長 根本 猛

国籍を理由とした、誹謗中傷や差別行為は、人権侵害です。今回のロシア政府によるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の平和と秩序を脅かす暴挙であり、決して許されるものではありません。



しかし、このことを理由として、日本で暮らすロシアの人々や店舗への誹謗中傷などの差別行為はあってはならないことです。また、我が国に避難されているウクライナの人々を誹謗中傷などすることも人権侵害行為です。

かく言う私も、プラハの春を蹂躪したソ連の軍事介入や北方領土をめぐるあこぎな対応などロシア人には負の感情を抱いていました。小渕首相とエリツィン大統領の合意で始まった日露青年交流事業があります。5年前、ロシアの青年たちが大学して静岡大学にやってきて、静岡市民と囲碁の対局をしました。ロシアの若者たちは勝負は緩めてくれませんでした。年長の私たちに例外なく優しく親切で、私のロシア人に対する偏見を一掃するに十分な経験でした。彼ら・彼女らが今、彼の地で辛い思いをしているのではないかと気になります。

国では平成28年にヘイトスピーチ解消法を制定し、差別的言動を解消する取組を推進しています。本県でも、ふじのくに人権文化推進プランに基づき、～県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県の実現～を目指しています。

どのような理由があっても、特定の国籍の人や民族に対する差別や偏見、誹謗中傷は人権侵害行為で許されません。人権尊重の理念に基づいた冷静な行動を心がけましょう。



### も く じ



- |                        |    |
|------------------------|----|
| ● 第13期人権会議委員の紹介        | P2 |
| ● 無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス） | P3 |
| ● ふじのくに人権宣             | P4 |
| 静岡県人権啓発センターの紹介         | P4 |
| ● 新着書籍・DVDの紹介          | P5 |
| ● 静岡県人権啓発センター令和4年度事業計画 | P6 |



## 第13期人権会議委員の紹介 五十音順敬称略

	犬塚 協太 静岡県立大学 国際関係学部教授		小林 朋子 静岡大学教育学部教授
	佐野 可代子 静岡県手をつなぐ育成会 常任理事		澤野 文彦 静岡県精神保健福祉士協会 副会長
	鈴木 恵子 認定 NPO 法人魅惑的倶楽部 理事長		洞江 秀 弁護士
	成岡 桂子 社会福祉法人静和会 静岡グループ グループ長		根本 猛 静岡県人権啓発センター長
	藤田 浩之 NHK 静岡放送局 コンテンツセンター長		本間 肥土美 磐田市ふれあい交流センター 指導員
	望月 茂 静岡県人権擁護委員連合会 前会長		山本 忠広 NPO 法人 清水障害者サポートセンター そら 理事長
	ヤマモト ルシア エミコ 静岡大学教育学部教授		

\*\*\*新任委員からのメッセージ\*\*\*

	安藤 雅之 常葉大学副学長 大学院初等教育高度実践研究科教授		松田 直子 NPO 法人 イーランチ理事長
<p>すべての人が各々の幸福を最大限に追求できる平和で豊かな社会は、お互いの人権が共に尊重されてこそ実現できるのです。そのために、すべての人が「人権とは何か」を原点から問い直し、人権の意義及び人権の尊重、共存の重要性について理性・感性の両面から理解を深めることが必要となります。</p> <p>また自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重する意識を高めることが重要です。</p>		<p>インターネットの普及により、私たちの暮らしはより豊かに便利になり、教育やビジネスはもちろんのこと社会の有り様そのものが大きく変化しました。</p> <p>現在私たちが1日に接する情報量は、平安時代の人たちの一生分ともいわれ、その膨大な情報の中身は玉石混交といった状況です。</p> <p>これからのネット社会が明るく楽しいものになるか、窮屈で息苦しいものになるかは、私たち一人ひとりの行動がその未来を作っている途中だと思えます。</p>	

# 無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）

## ◆無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)とは？

無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）という言葉聞いたことがあるでしょうか。無意識の偏見とは、「自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏り」をいいます。自分の過去の経験や知識(先入観、固定観念、思い込み)や人の属性などから、知らず知らずのうちに物事を決めつけてしまうことであり、日常のあらゆる場面で起こり得るものです。

無意識の偏見は、誰にでもあるもので、あること自体が問題というわけではありません。問題なのは、そこから生まれる「見方・捉え方のズレやちがいが」、人の心を傷つけることや差別につながるということです。ひいては、人権問題に発展することもあり得るのです。

## ◆誰にでもある無意識の偏見！

例えば、このようなことを思うことはありませんか？

- 血液型で相手の性格を想像することがある
- 性別、年齢、学歴等の属性で、相手を見ることがある
- 「男らしく」や「女らしく」と、思うことがある
- 「普通は〇〇だ」「たいてい〇〇だ」という言葉を使うことがある



• 育児は女性の仕事？

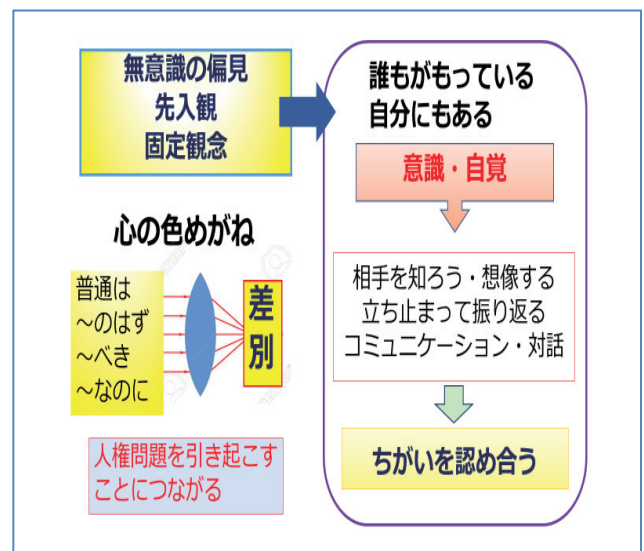


「そう思う」ということが一つくらいはあるのではないのでしょうか。これらは、日常にあふれている無意識の偏見のごく一例です。

## ◆無意識を意識化することが大切です！

無意識ということは、知らず知らずのうちに思ってしまうわけですから無くすことができません。ですから、「無意識を意識化する」、すなわち、「気づく・自覚する」ことによって、ゆがみや偏りを減らしていくことが大切なのです。

「普通はそうだ」「こうあるべき」などといった自分なりの価値観、決めつけや押しつけ（心の色めがね）が誰にでも、もちろん、自分にもあるということを意識できれば、互いの「ズレやちがい」に気づけるはずです。その気づきが、互いを認める・尊重することにつながります。



## こんなことを意識してみませんか？！

- 相手と自分を置き換えて考えてみましょう  
（自分がそのように思われたら、扱われたらどう思うか）
- 立ち止まって自分を振り返ってみましょう  
（第三者のような目で自分を振り返る、自分の当たり前は、本当に当たり前なのか）
- コミュニケーション・対話をしてみましょう  
（話を聴くことで、ズレやちがいを知る・互いを知ること）

## ふじのくに人権宣言

学識経験者等で構成される「静岡県人権会議」は、平成 16 年（2004 年）12 月 15 日に開かれた「ふじのくに人権フェスティバル」の中で「ふじのくに人権宣言」を発表しました。この宣言では、人権が尊重される社会の実現に向けた具体的な取組を掲げています。

皆さんも身近なところから、人権が尊重される社会の実現に向けて、これらの取組を実践してみませんか。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

この世界人権宣言第 1 条は、人類社会の至高の理想と私たちがいかに生きていくべきかを示しています。

その実現に向けて、人権問題の多くに内存する差別意識を解消するとともに、お互いの人権を尊重し合う社会を築いていきます。

そのために、私たちは毎日の生活の中で、次のことを実践します。

- 1 自分の人権はもちろん、他人の人権をも敏感に感じる心を養います。
- 2 日ごろから人権問題に関心を持ち、自分自身の問題として考え、行動します。
- 3 家庭や地域社会、職場などで、人権問題について話し合う機会を作ります。
- 4 個性の多様性を受け入れ、異なる個性と共存していくという意識を持ちます。

## 静岡県人権啓発センターの紹介

静岡県人権啓発センターでは、日常生活の中で県民一人ひとりに人権尊重の意識が定着し、誰もが幸せに暮らせる静岡県の実現に向け、県民に広く開かれた人権啓発の拠点として、次のような取組を行っています。

- |              |   |
|--------------|---|
| ○人権を考えます     | 講演会、人権啓発イベントの開催   |
| ○人権を広めます     | 啓発紙「じんけん」の発行、啓発冊子「だれもが幸せに」作成<br>テレビやラジオスポット CM による広報・啓発   |
| ○研修や学習を支援します | 出前人権講座（講師派遣） ※講師料や交通費は不要です。<br>ビデオ、DVD、書籍の貸出・閲覧<br>※郵送等による貸出は、返却時のみ利用者負担となります。                          |
| ○リーダーを養成します  | 人権啓発指導者養成講座などを開催  |
| ○相談に応じます     | 電話相談・面接相談 月～金（年末年始・祝休日は休み）<br>午前 9：00 ～午後 4：30<br>※面接相談は <b>予約が必要</b> です。あらかじめご連絡ください。<br>☎054-221-3330 |

## 新着書籍・DVDの紹介

### ★ 新着DVD

名 称	内 容
無意識の偏見が招くセクシャルハラスメント (24分)	具体的な事例を通じセクシュアルハラスメントの理解を促す。背景にある無意識の偏見を解説。
ハンセン病問題を知る (34分40秒)	ハンセン病元患者やその家族のエピソードをアニメーション化し、国立ハンセン病資料館学芸員の解説を収録。
【小学校中・高学年向け】 いじめ ことこの声に気づく力 (19分)	いじめの被害者・加害者・傍観者の立場に自分を置き換えて視聴することで、本当の気持ちに気づく力を養う。
知りたいあなたのこと 視覚障がい者の生活・気持ち (21分)	視覚に障害のある方々の話を通して、私たちにできる配慮を共に考えてゆく。
いわれなき誹謗中傷との闘い スマイリーキクチと考えるインターネットにおける人権 (20分)	ネットの誹謗中傷の現実と対策、人権的な課題について、実際の事例をもとに考える。
ドラマで学ぶ人権問題の事例集 わたしと人権1 (26分)	人権問題に直面したとき、自分ならどうするか事例を通して考える。(1)ジェンダー、障害者、セクハラ、高齢者、同和問題、発達障害、こども、精神疾患(2)DV、外国人、HIV、インターネット、ホームレス、パワハラ、いじめ、性同一性障害
ドラマで学ぶ人権問題の事例集 わたしと人権2 (24分)	

### ★ 新着書籍

- <こども>・パンツのなかのまほう ・つながり続ける こども食堂  
 ・二平方メートルの世界で ・コロナ禍が変える日本の教育  
 ・おしえて！くもくん プライベートゾーンってなあに？ ・子どもテツガク  
 ・子ども介護者 ヤングケアラーの現実と社会の壁 ・52ヘルツのクジラたち  
 ・リエゾン ―こどものこころ診療所― 1巻～7巻
- <人権全般>・ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー2  
 ・最後まで読まれなかった「クリスマスの物語」川崎市中学生いじめ自死事件調査報告書から  
 ・カーくん と森のなかまたち ・ほんのちょっと当事者 ・心理的安全性のつくりかた  
 ・ふつうに生きるって何？ ・ひとすじの光 喜谷昌代の生涯  
 ・ハーベン ハーバード大学法科大学院初の盲ろう女子学生の物語 ・「織細さん」の知恵袋  
 ・ケアとは何か 看護・福祉で大事なこと ・よけいなひと言を好かれるセリフに変える 言いかえ図鑑
- <感染症>・訴歌 ハンセン病療養者の命の一行詩  
 ・永寿総合病院看護部が書いた 新型コロナウイルス感染症アウトブレイクの記録
- <ジェンダー>・妻に言えない夫の本音 仕事と子育てをめぐる葛藤の正体  
 ・男性育休の困難 取得を阻む「職場の雰囲気」 ・これからの男の子たちへ  
 ・ジェンダーと脳 ・ザ・ママの研究 ・早く絶版になってほしい #駄言辞典
- <外国人>・バクちゃん1・2 <高齢者>・全員悪人
- <障害者>・家族だから愛したんじゃなくて愛したのが家族だった  
 ・闇を泳ぐ 全盲スイマー、自分を超越して世界に挑む ・自閉症の僕が跳びはねる理由
- <その他>・なぜ僕らは働くのか ・スマホ脳 ・黒い雲と白い雲との境目にグレーではない光が見える



このほか、DVD、書籍等多数揃えています。ホームページもご覧ください。

### ★ 貸出に際しての留意事項

貸出申請	所定の様式（ホームページよりダウンロード可能）
貸出数	書籍…1回につき5冊以内 DVD・ビデオ…1回につき3本以内
貸出期間	2週間以内
受付時間	月曜日～金曜日 午前9:00～午後4:30 祝日、年末年始(12/29～1/3)は除きます。
	※ご希望の資料が貸出中の場合もありますので、事前にお問い合わせください。TEL054-221-3330
	※ライブラリー閲覧スペースにて、視聴も可能です。
	※郵送等による貸出は、返却時の送料のみ利用者負担となります。

# 静岡県人権啓発センター 令和4年度事業計画

月	内 容	※詳細はホームページ等で御確認ください。
	〈人権啓発センターの事業〉	〔人権関係カレンダー〕
4月		2日 ・世界自閉症啓発デー 2～8日 ・発達障害啓発週間
5月		3日 ・憲法記念日 5～11日 ・児童福祉週間 12日 ・民生委員・児童委員の日
6月		6月 ・男女雇用機会均等月間 1日 ・人権擁護委員の日 22日 ・らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日 23～29日 ・男女共同参画週間
7月	22日： 第1回人権講演会（浜松市・WEB 配信併用）	7月 ・「社会を明るくする運動」強調月間 1日 ・更生保護の日
8月	2日： 指導者養成講座（1日目）（静岡市・WEB 配信併用） 8日： 子どもと大人の温かい絆づくりセミナー 10日： 指導者養成講座（2日目）（静岡市・WEB 配信併用） 19日： 指導者養成講座（3日目）（静岡市・WEB 配信併用） 20日： 障害者スポーツ体験（フェスタシズウエル内で開催）	
9月		9月 ・障害者雇用支援月間 10～16日 ・自殺予防週間 15～21日 ・老人週間(15日は老人の日) 21日 ・国際平和デー
10月	13日： クローズアップ人権講座（静岡市）	10月 ・高齢者雇用支援月間
11月		11月 ・児童虐待防止推進月間 ・子ども・若者育成支援強調月間 ・過労死等防止啓発月間 12～25日 ・女性に対する暴力をなくす運動 25～12/1日 ・犯罪被害者週間
12月	人権週間を中心に ポスター、CM等による啓発広報 13日： ふじのくに人権フェスティバル（三島市）	1日 ・世界エイズデー 3～9日 ・障害者週間 4～10日 ・人権週間 10日 ・人権デー
1月		
2月		
3月		3月 ・自殺対策強化月間 3～9日 ・愛の援聴週間
〔日程調整中〕	企業と人権セミナー 第2回人権講演会 人権教育行政担当者連絡協議会（県教育委員会共催）	

※WEB 配信はWEB 会議用アプリ「Zoom」を使用して行います。

年間を通した  
取組

☆啓発紙「じんけん」発行（3回） ☆ホームページによる情報提供  
☆講師派遣（出前人権講座） ☆ビデオ・DVD・図書等の貸し出し・閲覧  
☆「だれもが幸せに」、「人権リーフレット」等の資料提供

令和4年8月発行

（令和4年度法務省委託事業）

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和对策室（静岡県人権啓発センター）

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948

email jinken@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページは  
こちらから



静岡県人権啓発

検索